<u>各位</u>

パロマ工業株式会社

平成20年6月25日付け「消費生活用製品安全法第39条に基づく危害防止命令」(平成20·06·24商第14号)において対象となりました、半密閉式ガス瞬間湯沸器の再点検継続の平成20年11月30日までの実施状況について、ご案内致します。

パロマ工業株式会社・株式会社パロマ 総務部広報室 〒467-8585 名古屋市瑞穂区桃園町6番23号 TEL:052-819-3223 FAX:052-824-5414

[1] 再点検活動の結果について

(1)これまでの所在情報に基づく再点検表1

	平成20年	-11月30日時点[台 <u>]</u>
これまでの所在情報に基づ	がく再点検対象数 5月31日時点)	52,945
うち、対象製品	外と区分していたもの	32,655
うち、対象製品	20,011	
従前から未点	倹であったもの	279
再点検活動を実施した	.もの	52,945
対象製品の有無を	確認できたもの	52,900
対象製品がな	いことが確認されたもの	52,546
対象製品であ	354件355台	
回収済み	347件348台	
未回収(回	収の日程調整中など)	7
再点検が継続中の	45	
お客様との点材	食日の日程調整など	18
空家・建物なし	,	1
お客様とお会り	いできないもの	4
お客様に再点検	を同意していただけないもの	22
再点検を未実施のもの		0

これまでの所在情報(平成20年5月31日時点) れるべきであったが、弊社データーベースへの 漏れていたもの(平成20年5月31日時点)	
うち、対象製品外と区分していたもの うち、対象製品と区分し、回収を行っ	
	4 5 4
再点検活動を実施したもの	454
対象製品の有無を確認できたもの	454
対象製品がないことが確認された	454
対象製品であることが確認された	2もの 0

(2)これまでの所在情報(平成20年5月31日時点)以外の再点検表2

今回の再点検活動による注意喚起によりお客様から弊社に連絡等があり対象製品であることが確認されたもの 127]		までの所在情報(平成20年5月31日時点)以外の再点検対象
今回の再点検活動による注意喚起によりお客様から弊社に連絡等があり対象製品であることが確認されたもの 回収済み 126	? →表3へ	422	
末回収(回収の日程調整中など) 今回の再点検でこれまでの所在情報以外の場所から弊社が対象製品であることを確認したもの回収済みま回収(回収の日程調整中など) ガス事業者等の再点検により対象製品を確認したもの265回収済みま回収(回収の日程調整中など) 本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある	,	127	今回の再点検活動による注意喚起によりお客様から弊社
今回の再点検でこれまでの所在情報以外の場所から弊社が対象製品であることを確認したもの回収済み ま回収(回収の日程調整中など) (265 回収済み ま回収(回収の日程調整中など) 265 中収済み ま回収(回収の日程調整中など) なた害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある	3	126	回収済み
が対象製品であることを確認したもの 回収済み 30 未回収(回収の日程調整中など) (265 回収済み 263 未回収(回収の日程調整中など) 265 中収済み 265 本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある		1	未回収(回収の日程調整中など)
未回収(回収の日程調整中など) ガス事業者等の再点検により対象製品を確認したもの 回収済み 中収済み 本回収(回収の日程調整中など) 本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある)	30	
ガス事業者等の再点検により対象製品を確認したもの 265 回収済み 263 未回収(回収の日程調整中など) 2 本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある)	30	回収済み
回収済み 263 未回収(回収の日程調整中など) 2 本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある)	0	未回収(回収の日程調整中など)
未回収(回収の日程調整中など) 2 本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある		265	ガス事業者等の再点検により対象製品を確認したもの
本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある	3	263	回収済み
	2	2	
可能性があるものとして情報提供を受けたもの 14,217 (平成20年8月21日までに)	,	14,217	可能性があるものとして情報提供を受けたもの
開栓中不在•拒否•空室等 7,886	;	7,886	開栓中 不在•拒否•空室等
開栓中及びメーター取り外し等 6,331	_	6,331	閉栓中及びメーター取り外し等
再点検活動を実施したもの 14,217	,	14,217	再点検活動を実施したもの
対象製品の有無を確認できたもの 14,194	}	14,194	対象製品の有無を確認できたもの
対象製品がないことが確認されたもの 14,134	[14,134	対象製品がないことが確認されたもの
対象製品であることが確認されたもの 60) →表3^	60	対象製品であることが確認されたもの
回収済み 59)	59	回収済み
未回収(回収の日程調整中など) 1	_	1	未回収(回収の日程調整中など)
再点検が継続中のもの 23	5]	23	再点検が継続中のもの
お客様との点検日の日程調整など 3	3	3	お客様との点検日の日程調整など
空家・建物なし 3	3	3	空家・建物なし
お客様とお会いできないもの	F	4	お客様とお会いできないもの
お客様に再点検を同意していただけないもの 13	}	13	お客様に再点検を同意していただけないもの
再点検を未実施のもの (J		

[2]新たに対象製品があることが確認されたものについて

(1)新たに対象製品があることが確認されたものの内訳

3	平成20年11月30日時点〔台〕
とに対象製品があることが確認されたもの	837
これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることがから	認されたもの 355
うち、改造が有ったもの	6
うち、改造が無かったもの	35:
うち、確認中	
当時の点検で対象製品外と区分していたものから	196
当時の点検で対象製品と区分していたものから	36
当時からの点検活動で不在・点検拒否及び閉栓などで していたものから	点検と区分 125
これまでの所在情報以外から、ガス事業者等から対象製品が 及び弊社が対象製品が確認したもの	うるとの情報 482
これまでの所在情報以外の再点検などで、ガス事業者 品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したもの	
うち、改造が有ったもの	(
うち、改造が無かったもの	419
今回の再点検活動による注意喚起によりお客様が 等があり対象製品であることが確認されたもの	5弊社に連絡 127
今回の再点検でこれまでの所在情報以外の場所 象製品であることを確認したもの	ら弊社が対 30
ガス事業者等の再点検により対象製品を確認した	265
本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品 があるものとして所在情報提供を受けたものから	ぶある可能性 60
うち、改造が有ったもの	(
うち、改造が無かったもの	60

(2)新たに対象製品があることが確認されたものの回収状況表4

			再点検で対象製品があることが確認されたもの				
			これまでの所在情にれまでの所在情報以外の再点検などで、 対象製品があることが確認されたもの				
				検で対象製品が あることが確認さ れたもの		が対象製品を確	
新たに対象製品がある ことが確認されたもの			837	355	482	422	60
	回収済み		826	348	478	419	59
	未回 (回! ど)	回収 収の日程調整中な	11	7	4	3	1
		回収日が確定 しているもの	2	0	2	1	1
		回収日を調整中のもの	8	6	2	2	0
		回収を同意していた だけないもの	1	1	0	0	0

(3)新たに対象製品があることが確認されたもの〔都道府県別一覧〕

表5 平成20年11月30日時点[台]

表5					平成20	年11月30日	時点〔台〕
	再点検で対象製	品があることだ	が確認され	たもの			
		これまでの所検で対象製品	「在情報に基 品があること	基づく再点 が確認さ	これまでの所検などで、対	象製品があ	トの再点 ることが
		れたもの	都市ガス	LPガス	確認されたも	の 都市ガス	LPガス
総数	837	355	333	22	482	244	238
北海道	99	14	10	4	85	47	38
青森県 岩手県 宮城県		0	0	0	•	0	
岩手県	5 5	0	0	0	5 5 2	1	5 4 2 8
宮城県	4	0 2	1	1	2	0	2
秋田県	11	1	1	0	10 9	2	8
山形県 福島県	9	0	0	0	9	0	9
福島県	1	0 4	0 3	0 1	1	0	1
茨城県	8	4	3	1	4	1	3
栃木県 群馬県	1 8 6 19	4	4	0	<u>2</u>	3	1
群局界 佐工目	19 10	13 11	13 * 0	0 2	4 2 6 8 6 6 26 3 3 9 10 18 5 8 13	<u>3</u> 5	1 3 3 5 8 11 0 8 8 17 5 5 10 2
新玉県 千葉県 東京都	19 10 254	11 4 188	* 9	<u>∠</u>	6	ე 1	ა ნ
一条穴 亩亡却	254	188	4 *188	0 0 1 0 2	66	* 58	Q Q
神奈川県	78	52	51	1	26	15	11
山梨県	4	1		U	3		0
新潟県	4 50	11	1 9 0	2	39	3 31 2	8
富山県		11 0	0	0	10	2	8
右川県	18	0	0	0	18	1	17
福井県	6	1	1	0	5	0	5
富山県 石川県 福井県 静岡県	10 18 6 8 17 8 27 9	0	1 0 3	0	8	0 3 3	5
1. 展 1.	17	4	3	1	13	3	10
岐阜県	8	0	0	0	8	6	2
成 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県	27	7	7	0	20	13	7
三重県	9	2	0	2	7	0	7
滋賀県	12 13	1	1 2	0	11	0	11 6 7
京都府		2	2	0	11	5 23	6
大阪府	44	14	13	1	30 6	23	7
兵庫県	12	6	5	1	<u>b</u>	2	* 4
奈良県 和歌山県	3	1	1	0	2	<u> </u>	1
鳥取県		0	0	0	2	* 1	<u> </u>
島根県	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	9	1	0	1	8	0	8
広島県	8	4	3	1	4	2	2
山口県	5	0	0	0	5	3	2
徳島県	1	1	0	1	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	5	0	0	0	5	0	5
高知県	5	0	0	0	5	0	5
福岡県	4	0	0	0	4	3	1
佐賀県	1	0	0	0	1	0	1
長崎県	3	0	0	0	3	2	1
熊本県	8	4	2	2	4	2	2
大分県 宮崎県 鹿児島県	3	1	0	1	2	0	2
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0
	10	1	Ţ	Û	9	2	7
沖縄県	<u>l</u>		<u> ()</u> ボタ1ムギ	()	<u>l</u>	1	0

*: 改造有りが各1台ずつ含まれる

(4)新たに対象製品があることが確認された時点の使用状況表6

		再点検で対象製品があることが確認されたもの				
				とが確認されたもの	以外の再点検などで これまでの所在情報以外から、ガス事業者等から対象製 品があるとの情報及 び弊社が対象製品 を確認したもの	本危害防止命令 後、ガス事業者等から新たに対象製品 がある可能性がある
総数		837	355	482	422	60
使用	日中(時々の使用も含む)	82	28	54	52	2
不使	E用	755	327	428	370	58
	以前より不使用	124	43	81	75	6
	故障などで使用できない 状態で不使用	58	25	33	32	1
	ガスまたは給水の配管が 外されていて不使用	47	15	32	31	1
	閉栓・ガスメーター取り 外されていて不使用	473	237	236	186	50
	対象製品が取り外され、 倉庫などで保管	53	7	46	46	0

[3] 消費者への周知徹底実施状況 (平成20年11月以降分)

- (1) 新聞による注意喚起
 - 一般全国紙(朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、 聖教新聞)
 - ・平成20年11月8日に掲載
 - ・地方ブロック紙(北海道新聞、中日新聞、西日本新聞)
 - ・平成20年11月8日上記3紙に掲載

• 地方紙

- ・平成20年11月25日に福島民友、福井新聞に掲載
- ・平成20年11月26日に十勝毎日新聞、釧路新聞、苫小牧民報、函館新聞、秋田魁新聞、山形新聞、北日本新聞、北國新聞に掲載
- ・平成20年11月27日に河北新報、福島民報に掲載
- ・平成20年11月28日に東奥日報、デーリー東北、岩手日報、新潟日報 に掲載
- ・平成20年11月29日に室蘭民報に掲載

• 業界紙

- ・平成20年12月1日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成20年12月1日にプロパン新聞に掲載
- ・平成20年12月2日にプロパン産業新聞に掲載

• その他

- ・平成20年11月17日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成20年12月8日に日本消費経済新聞に掲載予定

(2) テレビCMによる注意喚起

下記番組で『パロマからいま一度のご確認のお願いです』と題したCM を放送および放送の予定。

・テレビ東京「NEWS FINE!1部」内30秒CM

(11月7日 15:35 \sim 16:00)

・テレビ東京「釣りロマンを求めて」内30秒CM

(11月8日 18:00~18:30)

・テレビ大阪「和風総本家」内30秒CM

 $(11月10日 20:00\sim20:54)$

- ・テレビ東京「いい旅・夢気分」 (11月12日 20:00~21:00)
- ・よみうりテレビ「情報ライブミヤネ屋」内30秒CM

(11月14、21日、12月5、12日および12月19日 13:55~14:55)

・テレビ朝日「ワイド!スクランブル」内30秒CM

(11月17日 12:00 \sim 13:05)

・テレビ朝日「徹子の部屋」内30秒CM

(11月19日および12月3日 13:20~13:55)

・TBS「愛の劇場」内30秒CM (11月25日 13:00~13:30)

- ・ テレビ東京「チャンピオンズSP」内30秒CM (11月27日 19:00~20:54)
- ・テレビ東京 時代劇「土屋主水之助」内30秒CM (12月1日 $19:00\sim19:54$) その他、北海道・東北地区のケーブルテレビにおいて『パロマからいまー度のご確認のお願いです』と題したCMを放送の予定。

(3) インターネット

自社ホームページにて平成20年6月27日から『いま一度、ご確認をお願い致します』と題した注意喚起をトップページに掲載中。

- (4)情報誌掲載などによる周知及び注意喚起
 - ・工務店・リフォーム業者からの情報提供を促すために、建築情報誌「建築 知識」の12月20日発行号への周知及び注意喚起の掲載予定。
 - ・山小屋等からの情報提供を促すために、山岳系の情報誌「山と渓谷」の12 月15日発行号への周知及び注意喚起の掲載。
 - ・ホームヘルパーなど介護に従事する方からの情報提供を促すために、情報誌「かいごの学校」の12月15日発行号への周知及び注意喚起の掲載。
- ・ 消費生活コンサルタントといった消費者相談などに関わる方からの情報 提供を促すために、情報誌「月刊消費者」の11月1日発行号および12月 1日発行号への周知及び注意喚起の掲載。
- ・ 全国の教育委員会や消費生活センターを通じて教育現場などに関わる方からの情報提供を促すために、情報誌「消費者教育研究」12月5日発行号への周知及び注意喚起の掲載およびチラシ差込み実施。
- (5) ガス事業者及びLPガス事業者の検針などの際に注意喚起書類を配布
- ・ガス事業者及びLPガス事業者の検針などの業務機会時に、検針票の裏に 注意喚起を記載したもの、または別途作成のチラシなど総計約3,200万枚 を配布済。引き続き同事業者の協力を得て、配布を継続中。

[4] 再点検の実施体制

(1) 再点検実施体制 現在は、600人体制で再点検実施中です。

(2) 第三者監査委員会

1. 監査委員の選任

監査委員名簿(平成20年7月24日現在)

	ご氏名	ご略歴		
委員長	坂井 一郎	弁護士(元福岡高等検察庁検事長)		
委員	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授		
委員	大久保 和孝	公認会計士・新日本有限責任監査法人パートナー		
委員	石川 和男	東京女子医科大学教授(元経済産業省)		
委員	早野 木の美	消費生活専門相談員・関東学院大学非常勤講師		

2. 第7回 第三者監查委員会

· 平成20年12月1日 (月) 13:30~15:00

• 議題

- 1. 再点検進捗状況報告(継続中案件の対応について)
- 2. 対象製品の回収状況報告
- 3. その他

• 議事要約

11 月以降の再点検活動について報告し、再点検継続中が 11 月 25 日時点で 69 になったこと、および対象製品の発見は 826 台になったことを報告した。個別訪問の継続、広報活動の継続について今後も新たな手法も検討・追加し、実施することを明言し、了承を得た。残り案件の中で一部の事例を示すと、監査委員からは拒否案件について「『パロマを拒否』されるなら第三者を立てるなど検討されたい」などの意見を頂いた。

(3) 監査組織

- ◇ 西村あさひ法律事務所
 - ·監査業務 平成20年7月14日監査開始。
 - 監査体制

西村あさひ法律事務所木目田裕弁護士と尾崎恒康弁護士を長とし、 監査を実施していただく。